

地域密着型通所介護重要事項説明書

（事業の目的）

株式会社 Caihomeが開設するカイホームデイサービス なな 柴又屋(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所毎に置くべき従事者（以下「地域密着型通所介護従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とします。

（運営の方針）

事業所の地域密着型通所介護従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、更に利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。

事業の実施にあたっては、利用者の市区町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

（事業所の名称等）

地域密着型通所介護事業者（法人）の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	株式会社 Caihome ・ 営利法人
代 表 者 名	代表取締役 青柳 玲子（永井 玲子）
所 在 地 ・ 連 絡 先	（住 所） 東京都葛飾区柴又7-15-2 （電 話） 03-6657-9880 （FAX） 03-5622-0492

事業所名称及び事業所番号

事 業 所 名	カイホームデイサービス なな 柴又屋
所 在 地 ・ 連 絡 先	（住 所） 東京都葛飾区柴又7-15-2 （電 話） 03-5622-0491 （FAX） 03-5622-0492
事 業 所 番 号	1392200638
管 理 者 の 氏 名	藤田 夕楓
利 用 定 員	通 所 介 護 （ 7 名 ）

事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分				職務の内容
		常勤専従 (人)	常勤兼務 (人)	非常勤専従 (人)	非常勤兼務 (人)	
管 理 者	1		1			事業所の管理
生活相談員	2		1		1	相談・生活指導等
介 護 職 員	4	1	1	2		介護全般
機能訓練指導員	1				1	機能回復訓練等
看 護 職 員	0					健康管理、その他介護業務等

事業の実施地域（※下記地域以外でもご希望の方はご相談ください。）

事業の実施地域	葛飾区
---------	-----

営業日

営 業 日	日曜日～金曜日	1/1、1/2は定休日
営 業 時 間	8：00～18：00	
サ ー ビ ス 提 供 時 間	9：00～17：15	

※ただし送迎対応時間は、8：00～17：15とします。

（サービスの内容と費用）

種 類	内 容
食 事	食事（昼食）を提供します。
入 浴	個人浴槽です。介助が必要な方には職員が個別対応します。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機 能 訓 練	機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
生 活 指 導	利用者の生活面での指導・援助を行います。 各種レクリエーションや健康体操等を実施します。
健 康 チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相 談 及 び 援 助	利用者と利用者の家族からの各種ご相談に問題解決に向けて取り組みます。
送 迎	ご自宅から施設内までの送迎を行います。但し、ご希望があれば、利用者の家族が行なうことも可能です。

【料金表】令和6年4月1日改正

※下記の金額表記は、右記地域単価を乗じたものである。

地域単価	10.9
------	------

(地域密着型通所介護)

所要時間 6時間以上 7時間未満の場合	要介護1 678単位 7390円	要介護2 801単位 8730円	要介護3 925単位 10082円	要介護4 1049単位 11434円	要介護5 1172単位 12774円
所要時間 7時間以上 8時間未満の場合	要介護1 753単位 8207円	要介護2 890単位 9701円	要介護3 1032単位 11248円	要介護4 1172単位 12774円	要介護5 1312単位 14300円
所要時間 8時間以上 9時間未満の場合	要介護1 783単位 8534円	要介護2 925単位 10082円	要介護3 1072単位 11684円	要介護4 1220単位 13298円	要介護5 1365単位 14878円

○減算

種 類	単 位	利用料
送 迎 減 算	▲47単位	▲512円

○加算

種 類	加算体制	単 位	利用料
地域通所介護入浴介助加算Ⅰ	✓	40単位/回	436円
地域通所介護入浴介助加算Ⅱ	✓	55単位/日	599円
地域通所介護認知症加算	—	60単位/日	654円
地域通所介護若年性認知症受入加算	✓	60単位/日	654円
地域通所介護中重度者ケア体制加算	—	45単位/日	926円
地域通所介護個別機能訓練加算Ⅰ1	—	56単位/日	218円
地域通所介護個別機能訓練加算Ⅰ2	—	85単位/日	196円
地域通所介護個別機能訓練加算Ⅱ	—	20単位/日	130円
地域通所介護サービス提供体制加算Ⅰ	—	18単位/日	65円
地域通所介護サービス提供体制加算Ⅱ	—	12単位/日	2180円
地域通所介護サービス提供体制加算Ⅲ	—	6単位/日	2180円
地域通所介護栄養改善加算	—	200単位/日	1635円
地域通所介護口腔機能向上加算Ⅰ	—	150単位/日	545円
延長加算	—	50単位/日	545円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	—	9.2%(1ヶ月の利用合計単位数に乘じる)	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	✓	9.0%(1ヶ月の利用合計単位数に乘じる)	
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	—	8.0%(1ヶ月の利用合計単位数に乘じる)	
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	—	6.4%(1ヶ月の利用合計単位数に乘じる)	

- ・ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。

その場合、利用者は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。発行されたサービス提供証明書と領収書を保険者介護保険窓口に持参すると、必要な手続きを行った後に法定の介護給付費が返還されます。

【利用料金の計算方法】

(1ヶ月の利用合計単位数＋1ヶ月の利用合計単位数×9.0%)× 地域単価

上記計算方法により、算出された金額から法定の介護給付費を引いた金額が自己負担となります。

介護保険給付対象外サービス

○ 事業の実施地域外の交通費

事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は、事業の実施地域を超えて1kmあたり20円の交通費が必要となります。

○ 食費

食事サービスを受ける方は、昼食代1食あたり500円が必要となります。

○ おむつ代

おむつ等を使用される方は、以下の通り料金がかかります。

おむつ・リハビリパンツ	： 110円
パット	： 60円

○ その他の費用

地域密着型通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、利用者の希望により通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用は、サービス提供の範囲を超えた時点から利用者の負担となります。

○ キャンセル料

正当な理由がある場合に限り、無料です。

利用料等のお支払方法

利用料等のお支払い方法については

口座振替

となります。

その他のお支払い方法についてはご相談ください。

(事業所の特色等)

事業の目的

週5営業で地域密着型通所介護サービスを提供しています。

また、少人数制を活かして個人個人にあったケアを提供しています。

運営方針

- ① わたしたちは、利用者様を尊敬し、その命を守り、責任を持って介護を行ないます。
- ② わたしたちは、一人ひとりに「目配り・気配り・心配り」ができる個別ケアに真正面から取り組んでいます。
- ③ わたしたちは、住み慣れた地域社会の中で、尊厳を保ちながら「自分が自分らしくありのまま」に生活できるようにお手伝いします。
- ④ わたしたち職員全員が「介護職人」だと自負し、より質と満足度が高いケアを目指して取り組んでいます。
- ⑤ わたしたちは、「必要な時」に「必要な量」の介護サービスを「必要な地域」で提供し、在宅生活をサポートします。
- ⑥ わたしたちは、誰もが安心して生活できる地域社会づくりに、草の根から貢献します。

(サービス内容に関する苦情等相談窓口)

当事業所 お客様 相談窓口	窓 口 責 任 者	藤 田 夕 楓
	ご 利 用 時 間	9：00～17：15
	ご利用方法・電 話	03-5622-0491
	面 接	(当事業所相談室)
	意 見 箱	(玄関に設置)
葛飾区 □ 介護保険課 相談窓口	住 所	東京都葛飾区立石5-13-1
	電 話	03-3695-1111
	ご 利 用 時 間	8：30～17：15
国保連 相談窓口	住 所	東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階
	電 話	03-6238-0011
	ご 利 用 時 間	9：00～17：00

(高齢者虐待防止について)

事業者は、利用者等の人權の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人權意識の向上や知識、技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(身体拘束について)

- (1) 事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (2) 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録します。

(その他運営についての留意事項)

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記します。
- (2) 指定地域密着型通所介護の提供により、利用者等に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに
- (3) 事業者は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備します。

○ 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

令和7年 10月 15日

事業者

住 所

東京都葛飾区柴又7-15-2

事業者名

株式会社 Caihome

代表者名

代表取締役 青柳 玲子 (永井 玲子)

事業所名

カイホームデイサービス なな 柴又屋